

大阪府被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定士の登録に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、知事がこの要綱に基づき登録した者をいう。
- (4) 協議会 府内の建築物等の震災対策を推進するため、公共・民間の団体が連携して、既存建築物等の耐震性の向上及び、被災建築物等の応急危険度判定の体制整備を図り、もって府民の生命と財産を守り、災害に強いすまいとまちづくりに資することを目的とするため設立された大阪建築物震災対策推進協議会(平成10年6月25日設立)をいう。

(登録の対象)

第3条 宅地判定士は、府内に在住又は在勤する者で、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める被災宅地危険度判定実施要綱(以下「実施要綱」という。)第6条第2項各号のいずれかに該当し、かつ、第12条の講習会を修了したもののの中から登録する。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、府内に在住又は在勤する者で、実施要綱第6条第2項各号に規定する者と同様以上の知識及び経験を有していると認めたものを宅地判定士として登録することがある。

(登録の手続)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとするものは、第12条第2項の講習会を修了後(前条第2項に該当する者は除く。)、速やかに、被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)により知事に対して申請しなければならない。

- 2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りでない。
 - (1) 実施要綱第6条第2項第一号及び第四号に該当する者については、各々の資格

要件を証明する書類

- (2) 登録要件に実務経験を必要とする者については、実務経験証明書(様式第2号)
- (3) 登録証に貼付する申請者の写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録証の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿(以下「宅地判定士名簿」という。)に登載するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付する。

- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録しないことがある。この場合において、知事は、当該申請者にその旨を文書をもって通知する。

(登録事項の変更)

第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)及び登録証を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 居住地住所又は電話番号
- (3) 勤務先の名称、所属部署、所在地又は電話番号

- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付する。

(登録の更新)

第7条 登録の有効期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として大阪府被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、登録の更新を受けることができる。この場合においては、現に有効な登録の有効期間の終了までに、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書(様式第5号)及び第4条第2項(3)に定める写真(以下「更新申請書等」という。)を提出することにより、登録を更新することができる。
- 3 前項に定める登録の更新を行う者は、現に有効な登録の有効期間内に第12条に規定する講習会を受講するよう努めるものとする。
- 4 知事は、第2項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付する。
- 5 前項の登録の有効期間は、第1項に準ずる。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第6号)により知事に再交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付する。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届(様式第7号)に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(登録知事の変更)

第10条 知事から登録を受けた宅地判定士は、大阪府以外の都道府県に居住地又は勤務先の所在地があることにより、大阪府以外の都道府県知事に登録知事の変更をしようとするときは、新たに登録を受けることとなる都道府県知事へ届け出なければならない。

また、宅地判定士が新たに独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)の職員となったときには、都市再生機構理事長に届け出なければならない。

- 2 大阪府以外の都道府県知事から登録を受けた宅地判定士が、登録知事を大阪府知事に変更しようとするときは、第7条第2項に規定する更新申請書等及び登録証を大阪府知事に提出しなければならない。

また、都市再生機構職員である者が職員でなくなったときも同様とする。

- 3 前項の場合、大阪府以外の都道府県または協議会等が実施した講習会を第12条の講習会とみなし、第7条を適用する。
- 4 知事は、第2項の更新申請書を受理し、当該判定士を登録したときは、変更前の登録知事等に、その旨を通知する。
- 5 知事は、他の都道府県知事及び都市再生機構理事長から前項と同様の通知を受けたときは、第9条第1項の届出があったものとみなし、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(登録の取消)

第11条 知事は、宅地判定士として登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことがある。

- 2 前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(講習会)

第12条 協議会は、第3条第1項に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施する。

2 本要綱に定める講習会は、協議会又は被災宅地危険度判定連絡協議会が実施したものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。なお、平成10年8月27日に開催された「大阪被災宅地危険度判定士養成講習会」の修了者が、認定登録申請する場合には、従前の要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。なお、様式については、平成28年3月31日まで従前のものを使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。なお、様式第2号については、当分の間、従前のものを取り繕って使用することができる。